

国民生活基礎調査の非標本誤差の縮小に向けた研究会開催要綱

1 目 的

国民生活基礎調査の次回大規模調査（平成 31 年）の企画に資するため、統計委員会諮問第 82 号の答申（平成 28 年 1 月 21 日）の課題である「非標本誤差の縮小に向けた更なる取組」として、国民生活基礎調査の推計方法等に係る検証・検討等を行うことを目的とする。

2 検討事項

- (1) 国民生活基礎調査と国勢調査の原データレベルでの比較・検証
- (2) 国民生活基礎調査の推計方法等に係る検証・検討
- (3) 郵送回収（試験調査）の結果の検証

3 構成員

別紙のとおり

4 運営等

- (1) 研究会は、政策統括官（統計・情報政策担当）が別紙の有識者の参集を求めて開催する。
- (2) 研究会は、構成員のうち 1 人を座長として選出する。
- (3) 研究会に座長代理を置くことができる。
座長代理は、座長が構成員の中から指名するものとし、座長を補佐し、座長不在の場合にはその職務を行う。
- (4) 座長は、必要があると認めるときは、構成員以外の関係者に研究会への出席を求め、意見を聴くことができる。
- (5) 研究会は、原則として公開する。ただし、座長は、公開することにより検討に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があると認めるときは、会議を非公開とすることができる。
- (6) 研究会の資料は、原則として公表する。ただし、座長は、公表することにより検討に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があると認めるときは、資料を非公表とすることができる。
- (7) 研究会は、議事録を作成し公表する。ただし、会議を非公開とする場合には、議事要旨を公表する。
- (8) 研究会の庶務は、国民生活基礎調査の非標本誤差の縮小に向けた調査研究の請負業者の協力を得て、政策統括官（統計・情報政策担当）付参事官（人口動態・保健社会統計担当）付世帯統計室において行う。
- (9) 前各項のほか、研究会の運営その他の研究会に関し必要な事項は、座長が定める。

別紙

国民生活基礎調査の非標本誤差の縮小に向けた研究会構成員

(五十音順、敬称略)

石井 太 国立社会保障・人口問題研究所人口動向研究部長

稲葉 由之 明星大学経済学部教授

津谷 典子 慶應義塾大学経済学部教授

廣松 毅 情報セキュリティ大学院大学情報セキュリティ研究科客員教授